法律全書

2023年10月05日

改正

一章

ワールド内法

1条 チート使用禁止法

何人もワールド内において、チートの使用及びその準備をしてはならない 罰則:違反者は、永久BAN (仮停止なし) 別名:終身BAN

2条 サーバー攻撃禁止法

・何人も、サーバー及び、サーバーソフトに攻撃を行い、落とすなどの行為を してはならない

罰則: 永久BAN (仮停止なし) 別名:終身BAN

3条 ワールド攻撃禁止法

・何人もNBTやHorion、クラッシュするようなアイテムを使い ワールドを落としてはならない 罰則:永久BAN(仮停止なし)別名:終身BAN

4条 サーバー破壊罪

・サーバーを復旧不可の状態にまで荒らした者に適用される罰則 罰則:6週間以上の有期BAN又は永久BAN(仮停止あり)又は(仮停止なし)

5条 ワールド破壊罪

・ワールドを復旧不可能な状態にまで荒らした者に適用される罰則 罰則:4週間以上の有期BAN又は永久BAN(仮停止あり)又は(仮停止なし)

6条 荒らし罪

・ワールド及びサーバー内において、荒らし行為を行った者に適用される罰則 罰則: 永久BAN (仮停止あり)

「重度:永久BAN(仮停止なし)」

「軽度:|週間以上の有期BAN又は永久BAN(仮停止あり)」

7条 荒らし等準備罪

・何人もワールド及びサーバーにおいて、荒らし等の準備を行ってはならない 罰則:3週間以下の有期BAN

8条 拳銃取り扱い法

・何人も運営により承認された場所以外で拳銃の発砲及びその準備を行っては ならない

罰則:2週間以下の有期BAN

9条 列車往来危険罪

・何人も走行及び営業を行っている列車の妨げ及びその様な行為を行っては ならない

罰則:2週間以下の有期BAN

10条 使用禁止物使用罪 (使用禁止物の使用)

・何人もワールド及びサーバーにおいて、使用禁止物(TNT, リスポーンアンカー等)を使用又は所持してはならない

罰則:5日以上の有期BAN又は永久BAN(仮停止あり)

11条 殺人罪

・何人もプレイヤーに危害等を加えてはならない

罰則:10日以上の有期BAN又は永久BAN(仮停止あり)又は(仮停止なし)

12条 公然わいせつ罪

・何人も公然の場で、わいせつ物を他人に見せるなど、わいせつな事をしては ならない

罰則:永久BAN (仮停止あり)

13条 建築物破壊罪

・何人も他人が作成した建築物を破壊してはならない 罰則:4週間以下の有期BAN又は永久BAN(仮停止あり)

14条 窃盗罪

・何人も他人の所有物,専有物を盗取してはならない

罰則:3日以上1週間以下の有期BAN

15条 建設基準法

一項 ストラクチャーブロックの使用を原則禁止

fillコマンド使用時は、ワールド総管理長の許可を必須とする

罰則:8週間以下の有期BAN

二項 ワールド及びサーバーに多大な負荷を生じさせるような建築の禁止

罰則:4週間以下の有期BAN

16条 鉄道営業法

|項「鉄道営業条件の厳守」

・鉄道営業条件の、「安全性」「輸送力」「法律への遵守」のうち1つでも欠けた場合、次の通りに罰せられる

罰則: | 6週間以下の営業停止処分

二項 「車内案内表示器の取り付け義務」

- ・鉄道事業者は、鉄道車両に、車両案内表示器を設置しなくてはならない ただし、以下のいずれかの条件に該当する車両は、これを適用しない
- 一、当法の施行以前に製造された車両
- 二、国鉄やJRなど、古い車両を再現した車両
- 三、比較的小規模な鉄道路線の車両(全長 | k m未満)

罰則:8週間以下の営業停止処分

17条 ワールド過負荷罪

・何人もワールド及びサーバーにおいて、過剰に負荷をかける行為をしては ならない

罰則: |週間以下の有期BAN又は永久BAN(仮停止あり)

18条 虚言罪

・何人も他人に重大な嘘を言ってはならない

罰則:1週間以上3週間以下の有期BAN又は永久BAN(仮停止あり)

19条 鉄道車両等使用法

何人も、サーバーに参加し、鉄道車両を使用した場合、サーバーから退出する際に、使用した車両をkill (消す) しなければならない

20条 なりすまし防止法

・何人も他人にになりすまし、荒らし及び他の罪を犯してはならない 罰則:2週間以下の有期BAN又は永久BAN(仮停止あり)又は(仮停止なし)

21条 違法建築禁止法

・何人も、他人の土地で無許可で建築等をしてはならない 罰則:5日以上4週間以下の有期BAN

22条 独裁禁止法

・何人もワールド総管理長に就任後に、職権を乱用し、独裁的政治を行っては ならない

罰則:永久BAN(仮停止あり)もしくは(仮停止なし)

23条 他人への悪戯禁止法

・何人も、放置中のプレイヤー及びそうでないプレイヤーにも悪戯をしては ならない

罰則:3日以上2週間以下の有期BAN

24条 建築物無許可改造禁止法

・何人も、他人が建造した建築物を無許可で改造等をしてはならない 罰則:8週間以下の有期BAN

25条 喧嘩防止法

・何人も鯖民同士、運営同士での喧嘩をしてはならない 罰則:5日間の有期BAN

26条 チャット欄過負荷罪

・何人もワールド及びサーバーにおいて、チャット欄内にて過剰に負荷をかけてはならない。尚、要信用者については、これを適用をしない

罰則:1日以上2日以下の有期BAN 但し、初犯は厳重注意

27条 軽犯罪

・何人も比較的軽い罪等を犯した者に適用される

罰則:3日以下の有期BAN 罰則:2週間以下の有期BAN

28条 暴言罪

・何人も他人に暴言をはいてはならない

罰則: |週間以下の有期BAN又は永久BAN (仮停止あり)

29条 公職選挙法

・選挙の規定に関する法律

第一項、選挙は偶数月に実施する事

第二項、選挙期間中において、不正な選挙買収行為は禁ずる

第三項、立候補開始から3日以内に投票が実施されなかった場合, その立候補は無効とする

第四項、立候補実施時、前総管理長は総管理長及び,副管理長に人員を推薦する 事が出来る

第五項、上記第四項について, 其々(それぞれ)に立候補者が一人でもいる場合 推薦は無効とする

第六項、原則として立候補者は、総管理長と副管理長のどちらか一方にのみ 立候補可能とする

第七項、上記第六項について,両方に立候補が行われた場合,その立候補は どちらも無効とする

第八項、立候補中に法違反等により処分を受けた場合, その立候補は 無効とする

第九項、立候補者が其々(それぞれ)|人の場合,投票を省略する事が出来る

第十項、他人の名前を使用するなどの悪意のある立候補を行った場合、 なりすまし防止法違反となる

罰則:8週間立候補禁止もしくは10週間立候補無効

30条 重犯罪

・軽犯罪による前科が立て続けに5回以上続いた場合、6回目以降は、

これを適用する

罰則:I週間以下の有期BAN

31条 市町村領域・範囲基準法

z座標における各市町村の領域・範囲を以下のように明確化する

- ・丸ケ崎市 - Z座標-1000~+1600
- ・南葉市 - Z座標+1601~+4200
- ・敷田町(しきだちょう) - Z座標+3500~+4200

32条 共謀罪(サーバー破壊等準備罪)

・サーバー破壊に関する作戦会議等をしてはならない

また、サーバー破壊に使用するソフトなどを準備してはならない 罰則:満38週間の有期BAN又は永久BAN(仮停止あり)

33条 使用禁止モブ使用罪

・荒らしの手助けとなるようなモブ【エンダークリスタル、ガストなど】 を使用してはならない

罰則:2週間以下の有期BAN

34条 スパイ防止法

・工作員として一般人に紛れ込んだ状態等で、スパイ活動をしてはならないまた、SNS(Twitter・facebook・Instagram 等)を用いて、荒らし等の準備を行うような呼びかけをしてはならない

罰則:満8週間の有期BAN

重度:満24週間の有期BAN又は永久BAN(仮停止あり)

35条 執行猶予法(しっこうゆうよ)

・有期BANの期間が4週間以下の場合,2週間以上12週間以下の範囲で 処分の執行の猶予を可能とする

また、猶予期間は、有期BANの期間より長い期間を設けなければならない

36条 市長基本法

・法律で定められている各市(市町村法参照)において、選挙を用いて市長を 決定する事が出来る。なお、市長の正式な任命は総管理長が行う事とする。 また、市長の任期は、満二ヶ月とする

37条 市長選挙法

・市長を決定する選挙は、任期満了時又は辞任時に市長が不在になった際、 その都度実施可能とする。なお、選挙は、市長の不在確定から 5日以内に開始しなくてはならない

38条 市町村法

・以下を市町村として認定する

なお、新たな市町村の認定には総管理長の認証を必要とする。(代理は不可) 又、市町村の面積は、Z座標において1000座標以上必要とする

丸ケ崎市

南葉市

敷田町

39条 BAN仮停止法

・何人も仮停止有りの永久 BAN になった者は、一定の期間経過後、運営の判断により仮停止を受けられる。仮停止から I ヶ月間何事もなければ、完全停止(処分終了)となる。なお、Iヶ月以内に罪を犯した場合は、仮停止を受けられなくなる

罰則:永久BAN (仮停止なし)

40条 BAN回避禁止法

・BAN処分の回避の為に、別垢で鯖に入り、運営や鯖主を誤魔化すような 行為をしてはならない

罰則:満三ヶ月の有期BAN

41条 荒らし団体等対策法

・荒らし等を行う「団体」又は「組」を結成する事を禁ずるまた、このような団体を結成して荒らし等を行った場合、また、市長の任期は、満二ヶ月とする

通常のBAN期間+3週間となる

罰則:該当の法の罰則+3週間

42条スパム発言禁止法

・何人もマインクラフトやディスコード等のチャットで悪意を持った上で メッセージを連続的に送信してはならない

罰則:4週間の有期BAN又は永久BAN(仮停止あり)

二章

各市条例

<丸ケ崎市>

1条 鉄道事故補償条例

・丸ヶ崎市内に本社を設置又は丸ヶ崎市内を営業運行する鉄道等において、 次で定めるような種類の事故が発生した場合に、最大一千万円の補償金を 市から受取る事が出来る。

人身事故

踏切事故

- 受取る事が出来る金額-
- ∘影響人数|万人未満 → 三百五十万円
- ∘影響人数1万5千人未満 → 五百万円
- ∘影響人数1万5千人以上 → 一千万円

<南葉市>

南葉市条例

第一条 豆腐建築等の建築物は原則認めない

第二条 条例確定以前に竣工した建物はこの限りでは無い

第三条 建築をする際は「ちーさら」「甘栗」等の動画の視聴を推奨する

第四条 建設する土地の区画を必ず確認する

三章

ディスコード内法

1条 言葉によるいじめ防止法

・何人も、罪のない者や、他人に暴言など、悪口を言ってはならない 罰則:3週間以上の有期BANもしくは永久BAN(仮停止あり)

2条 Bot荒らし禁止法

・何人も、Botを利用して荒らしたりしてはならない 罰則:永久BAN(仮停止なし)

3条 無許可メッセージ削除禁止法

・何人も無許可で他人のメッセージを消してはならない 罰則:5日以下のタイムアウト

4条 無許可Bot追加禁止法

・何人も、無許可でBot等を追加してはならない 罰則:10日以下のタイムアウト

5条 ロール名無許可変更禁止法

罰則:2日以上|週間のタイムアウト

6条 個人情報保護法

※アカウントセキュリティ対策あり

・何人も他人の個人情報を晒すなどの行為をしてはならない

罰則:10週間の有期BAN または、永久BAN(仮停止あり)

※重大の場合、(仮停止なし)もあり

7条 PCウイルスに関するリンクの送信禁止法

・何人も、他人の名前を悪用してウイルスを作り出し、リンクを送り付ける行為や他人のコンピューターをウイルスに感染させ、パソコンを使えなくするような行為をしてはならない

罰則:※他人の名前を悪用し、ウイルスを作ってリンクを貼りだし、スマホやPCウイルス感染させ、使えなくした場合

- →永久BAN(仮停止なし)別名:終身BAN&ブラックリスト処分
 - ※他人のスマホやPCにコンピューターウイルスに感染させるようなリンク
- →仮停止なし&仮停止ありの永久BAN・24ヶ月の有期限BAN

8条 サーバー悪用禁止法

・何人も運営以外,コマンドやロールを勝手にいじったりするような行為を してはならないまた,ロール権限の悪用はしてはならない。

ロールメンション荒らしも厳罰対象とする

罰則:満3週間の有期BANもしくは永久BAN(仮停止あり)

9条 他人のイラスト作品無許可使用罪

・他人が投稿したイラスト作品を無許可で使用・転載してはならない

※手本となる方や参考についてはこれを適用しない

罰則:20日間タイムアウトまたは満2週間の有期BAN及び 5週間イラスト使用禁止処分

10条 ブラックリスト法

・サーバー破壊等荒らしをした者に適用される ブラックリストに適用される例:

- 1. 重度の荒らし
- 2. ウイルス感染等サーバー電子機器の破壊で復旧不可にした状態
- 3. Discord鯖を復旧不可にまでサーバー破壊にBotでの荒らし

11条 不正アクセス禁止法

- ・何人も他人のアカウントへ不正にアクセスしてはならない。また、不正に アクセスした上で下記のことをしてはならない
- 1. サーバーを荒らすなどの行為
- 2. サーバーを悪用するなどの行為
- 3. 不正アクセスにより入手した情報を公開する行為
- 4. アカウントを乗っ取るなどの行為
- 5. 不正アクセスで入手した情報で偽SMSメッセージなどを送る行為
- 6. 不正アクセスで入手した情報で電話をかけるなどの行為

罰則:永久BAN(仮停止なし) 悪質な場合、ブラックリスト登録有

12条ポルノ発言禁止法

・何人も、他人に対し、性行為などや服間を出させるような発言及びそのよう な行為をしてはならない

また、他人にわいせつな行為させてはならないまた、下品な建築はしてはならない

罰則:2週間の有期BAN,又は永久BAN(仮停止有り)

13条 ヘイトスピーチ規制法

・鉄道会社に対する差別や嫌がらせ 及び、いじめ・差別行為をしてはならないまた、無実の人にいじめ行為をしてはいけない。

表現による嫌がらせや差別、及び無差別や嫌がらせは認められない

罰則:4~8週間の有期BAN又は永久BAN(仮停止あり)

14条 脅迫メッセージ禁止法

・殺害予告,爆破予告,サーバー攻撃予告のようなメッセージで鯖民に脅すような行為してはならない

罰則:満3か月の有期BAN,又は永久BAN(仮停止あり)

15条 鯖内での喧嘩防止法

罰則:3日間の有期BAN

本書の複製・転写を禁ずる。

著作権者の許可なく一部又は全部を引用・抜粋することを禁ずる。

総管理長	公安部	運営部
総管理長	公安部	運営部
2023.10.05	2023.10.05	2023.10.05
ともひろ	ペろくん	ゆだい

